

一 般 行 政 報 告

平成 22 年 第 2 回 定 例 会 (3 月)

《 目 次 》

- 1 生ごみ中間処理施設整備・運営事業について・・・ 1
- 2 観光振興計画の策定について・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 稚内市中小企業政策審議会の答申について・・・・・・ 5
- 4 稚内駅前地区再開発事業の進捗状況について・・・ 7

平成 22 年・第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、4 項目につきまして一般行政報告をいたします。

◎ 第 1 点目は、「生ごみ中間処理施設整備・運営事業について」であります。

本事業につきましては、昨年 6 月に P F I 法に基づく特定事業として選定し、7 月 15 日に入札公告を行いました。

10 月 30 日の入札には、2 つの事業グループから事業の提案を受け、北海道大学大学院、古市教授を委員長とした事業者選定審査委員会において公正な審査を行い、12 月 21 日に「大林組グループ」を本事業の落札者として決定いたしました。

また、本年 1 月 7 日には、本市と事業グループを構成する 3 企業との間で事業実施に係る基本協定を締結、2 月 10 日に特別目的会社である「稚内エネサービス株式会社」が設立されております。

本施設は、家庭から排出される生ごみ等を破碎及び微生物発酵により減容化を行う施設で、発生したメタンガスは、発電や温水熱源とする他、ごみ収集車両の燃料として利用し、残渣については、堆肥補助材としての活用を図るものであります。

これらにより、最終処分場における埋立量の減量効果に加え、新たな自然エネルギー活用施設としても期待されます。

今後は、平成 22 年度から平成 23 年度の 2 年間で施設整備を行い、平成 24 年 4 月からの供用開始を目指してまいります。

◎ 第2点目は、「観光振興計画の策定について」であります。

本市の観光客入込数は、社会経済情勢や旅行形態の変化により、平成14年度をピークに年々減少を続けています。

そのため、今までの観光施策に加え、現代の観光ニーズにあった施策を打ち出し、具体的に展開する方向性を示すことが求められております。

この度、策定いたしました「稚内市観光振興計画」では、「観光再生」をテーマに掲げ、観光地としての受入基盤整備と、最北の稚内観光をPRするための観光誘致宣伝体制の確立を2本の柱としております。

稚内には、沢山の魅力ある自然と、さらには「日本最北端」という、稚内しか持ち得ない地域特性があります。

今、あらためて稚内のもつ最北の魅力を観光客の皆様が発信するためには、わが街を見つめなおし、自信を持って

おもてなしができる「まち」に甦らせなければなりません。

しかし、これらは行政だけの力で実現できるものではなく、観光業界のみならず、オール稚内でそれらを一つひとつ実現しなければなりません。

本計画の策定により、平成 22 年度を「稚内観光再生の元年」と位置付け、多くの方々に稚内を訪れていただくため、市民と行政が力をあわせてまちに賑わいを創出するよう、努力してまいります。

◎ 第3点目は、「稚内市中小企業政策審議会の答申について」であります。

昨年7月、稚内市中小企業政策審議会に「稚内市の中小企業振興策の見直し」について諮問し、5回の審議会を経て、本年1月27日に最終答申を受けたところであります。

答申の内容といたしましては、現行施策の見直しに関わることが4項目、新規施策として3項目について提言をいただきました。

審議会では、本市の中小企業をとりまく現状と課題を整理・分析し、様々な角度から検討を加え、本市の活性化に結びつく提言をいただき、中でも3つの振興策を積極的に取り組むべきと提言されております。

1点目は、現行の新製品研究開発助成を全面的に見直し、これまでの新製品開発に加え、既存製品も含めた市場調査や販路開拓など、入口から出口までを一貫して支

援する「マーケティング助成金制度の創設」であります。

2点目に、新規施策として、独自性と優位性のある地域資源を効果的に活用し、稚内ブランドの創出と育成につながる取り組みを促し、地域産物の付加価値向上と稚内のイメージアップ、地域活性化を図ることを目指した「地域ブランド創出事業の実施」です。

3点目は、これまで手薄であった起業・創業や新サービス創出を促す取組みと支援の充実であります。

本市としては、今回の答申を受け、その具体的な実施に向けた検討をし、「稚内ブランドの創出」につきましても、本年4月より実施すべく、本定例会において、新年度の予算案を提出しております。

また、「マーケティング助成制度の創設」、「起業・創業、新サービス創出への支援」等につきましても、早ければ平成22年度内、遅くとも23年度からの実施を目指し、制度化を進めてまいります。

◎ 第4点目は、「稚内駅前地区再開発事業の進捗状況について」であります。

「稚内駅前地区市街地再開発組合」が建設中の再開発ビルではありますが、支障物件であったホテルの解体工事については、本年1月末に終了しております。

また、本年5月にオープンを予定する、第1期分の建設工事については、最終工程に入っており、順調に進められているところであります。

今後の予定では、3月10日に第1期分の建物引渡しが行なわれ、引き続き、入居予定者である映画事業者が内装工事等を行い、5月初旬に映画館のオープンを迎える段取りとなっております。

映画事業者の最北シネマでは、グランドオープンに向けたイベントとして、去る1月30日と31日に稚内シネマ復活祭を実施した結果、2,600人もの入場者がありました。市民の期待の大きさが伺えるものとなっております。

り、確かな手応えを感じているとのことであります。

また、第一期工事の完成で入居を予定しているバス事業者及びコンビニ事業者につきましても、6月以降、駅前広場や再開発ビルの整備状況に合わせて、順次、入居する予定となっております。

北海道が実施いたします、駅前広場整備事業につきましては、今年度分の土地取得と建物の移転補償契約を終え、旧西條百貨店については既に解体を完了、6月から8月上旬には宗谷バスターミナルの移転と解体を予定しており、残る2件についても順次、解体することとなっております。

また、平成22年度では、残された3件の移転補償交渉を終え、地権者全員の移転が完了する予定であります。

なお、既に取得した用地については、今年の春先から暫定整備が開始されることとなっております。

JR稚内駅の建替えは、本年1月30日に旧鉄路終端約50mの短縮工事を終え、7月から新駅舎の建設を開始、

平成 23 年春に完成する予定であります。駅前再開発事業全体については、周辺整備等も含め、予定どおりの進捗となっております。

以上、4項目をご報告申し上げ、一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。